

「鶴ヶ島版ネウボラ」がスタート

「ネウボラ」とは、フィンランド語で「相談・アドバイスの場」という意味です。

市では、子育て先進国といわれるフィンランドにならない、子育ての楽しさや喜びを実感できる環境の実現を目指し「鶴ヶ島版ネウボラ」として子育て支援をすすめます。

皆さんが安心して子どもを産み、子育てができるよう、妊娠期から子育て期までのお子さんご家族を切れ目なくサポートしていきます。

専門の相談員がサポート

4月から新たに、子育て支援相談員と母子保健コーディネーターがご相談をお受けします。身近に頼れる人がいないなど、不安を抱えながら過ごしていませんか。ひとりで悩まず困ったときは、私たちにご相談ください。

4月1日 子育てガイドブック発行

子育てに関する様々な情報を一冊にまとめました。こども支援課窓口や保健センターなどで配布しています。ぜひ、ご利用ください。市ホームページやスマートフォンアプリ「マチイロ」からも閲覧できます。



▲「マチイロ」ダウンロード



親と子の笑顔をつなぐ

鶴ヶ島版ネウボラはじまる

相談・問合せ先

保健センター(☎049・271・2745)
こども支援課子育て支援担当



すくすく子育てサイト

産婦人科を誘致します

市では、市民の皆さんが身近なところで安心して出産し、子育てのできる環境づくりを進めるため「産婦人科を標榜する医療機関の誘致に関する基本方針」を定め、市が所有する未利用公有地に産婦人科を誘致します。

1 支援内容

①市有地の無償貸付
市有地を10年間で限度として無償で貸し付けます。10年間経過後は、適正な価格で譲渡するか有償で貸付けを継続します。

②利子補給

3年間で総額1000万円を上限として、本体工事費(建築工事費、機械設備工事費、設計、監理料)および医療機器、備品購入費に充当する借入金(産婦人科医院の設置に係るものに限る)の利子相当額を補助します。

③その他

「鶴ヶ島版ネウボラ」と連携した事業を実施する場合、協議により支援を行います。

2 誘致条件

①市内に分娩のできる入院施設

切れ目なく

鶴ヶ島版ネウボラ新メニュー
4月から新しく始まります

不妊治療費の費用助成

市では、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精や顕微授精)を受けているご夫婦に、埼玉県の助成に加え、不妊治療費の一部を助成します。

対象 平成29年4月1日以降に開始した治療を対象に、埼玉県の不妊治療費助成制度の支給決定を受けた戸籍上の夫婦で、次の全てに該当する夫婦

- ①体外受精または顕微授精を行った夫婦
- ②他の市町村で同種の助成を受けていないこと
- ③夫婦の両方または一方が市内に住所を有していること
- ④市税の未納がないこと

助成額 上限10万円/回(治療の内容によって5万円)

※不妊治療に要した費用から埼玉県不妊治療費助成事業による助成金を控除した金額

助成回数 1年度当たり1回、通算5年度まで

申請手続 埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定を受けた日から1年以内に保健センターに申請してください。

問合せ先 保健センター

病児保育の実施

安心!こんな時に利用できます。例えば「お子さんが病気で、保育所での集団保育が難しい…でも仕事が休めない」など。

場所 病児保育室トゥインクル(厚友クリニック内 五味ヶ谷230-7 ☎049・279・2983)

対象 病気により集団保育、通学が困難な児童(生後6か月~小学6年生)※要事前登録

利用料 1日2000円

利用時間 月~金曜日(祝日を除く)8時~18時

詳細は下記へ、または病児保育室トゥインクルのホームページをご覧ください。

問合せ先 こども支援課保育担当、病児保育室トゥインクル

私たちが妊娠・出産・子育てをサポートします

困っていませんか?



母子保健コーディネーター

- 妊娠・出産のこと
- 妊娠中の食事や離乳食のこと
- 体や心のこと
- 赤ちゃんのお世話のこと
- 発育・発達のこと



保健師・栄養士

- ◇妊娠届時に母子健康手帳を交付し、手帳内容や産前・産後サービスなどの説明をします。
- ◇妊娠中の不安や産後の生活について相談にのります。
- ◇必要に応じて個別支援プランを作成し、サービスの利用につなげるなど継続的な相談を行います。
- ◇安心して出産し、育児ができるように、電話や訪問による相談支援を行います。

主なサポートメニュー

- ◆保育所、認定こども園、小規模保育の入所相談
- ◆病児保育、一時保育、幼稚園のご案内
- ◆児童館、子育てセンター、つどいの広場のご案内
- ◆子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ◆ファミリー・サポート・センターのご案内
- ◆育児支援相談

→相談はこども支援課へ

妊娠

出産

産後

子育て

主なサポートメニュー

- ◆不妊治療費の助成
- ◆宿泊型産後ケア(ショートステイ)
- ◆母乳相談会
- ◆乳児全戸訪問(第1子)
- ◆赤ちゃん訪問(第2子以降)
- ◆乳幼児健康診査
- ◆乳幼児相談
- ◆親子相談

→相談は保健センターへ

困っていませんか?

- 子育てやしつけのこと
- 保育所・幼稚園のこと
- きょうだい・家族のこと
- 子育て情報



子育て支援相談員
家庭児童相談員



ケースワーカー

- ◇必要な子育て支援サービスを提案・紹介するほか、必要に応じて個別支援プランを作成し、サービスの利用につなげます。
- ◇市役所窓口のほか、子育てセンターや児童館、つどいの広場、保健センターへの出張相談、家庭への訪問による相談支援を行います。

3 候補地(市有地)

所在地 若葉駅西口土地区画整理事業施行区域内

面積 1108㎡

募集期間 4月10日から5月31日まで※期間中に応募がない場合は、継続して募集を行います。

問合せ先 保健センター

- ① 19床以下)を有する産婦人科医院を開設する医師または医療法人であること
- ② 産婦人科または産科の臨床経験を5年以上有すること
- ③ 産婦人科医院を開設後、継続して10年以上分娩を扱うこと
- ④ 市の母子保健事業、子育て支援事業と連携した取組を行うこと
- ⑤ 地域医療活動を行うこと